

**講義資料編**

**1 占有訴権**

Q7-01 占有訴権が認められる理由を2つあげて簡単に説明しなさい。

Q7-02 占有訴権の3タイプを、具体例・要件・効果・特有の制限の点で整理しなさい。

類型	具体例	要件	効果	特有の制限

Q7-03 占有訴権の性質に関する次の質問に答えなさい。

- (1) 占有訴権には1年という非常に短い期間制限（訴えの提起まで必要な除斥期間と解されている）を設けているのはなぜか。
- (2) 198～200条の効果として規定されている損害賠償の請求を行うには、709条に基づいて被告の故意・過失を原告が主張・立証しなければならないとされている（判例・通説）。このように一般の不法行為の場合より要件を緩和するものでないのに、各条に損害賠償請求権が効果として併せて規定されているのはなぜか。

Q7-04 次の場合、（元の）占有者Xは、Yに対する主張を認められるか。

- (1) Xの土地の一部に食い込んでAが建築工事を始めようとしたので、Aが直ちに抗議したところ工事は中止された。その1年2か月後、Aが倒産し、Aの事業の一部を引き継いだYが、元の工事を再開した。
- (2) Xは、Yにだまされて、動産甲を3か月前にYに引き渡した。
- (3) Xは、6か月前にAに動産甲を盗まれたが、Aは3か月前に死んで、Aの妻YがAを相続した。Yは、甲をAが購入したものと信じていた。

**2 物権的請求権**

Q7-05 物権的請求権一般につき、次の記述の正誤を理由を付けて答えなさい。

- (1) 物権的請求権の存在を認める民法上の規定は存在しない。
- (2) 権利者の意思に基づかず占有が失われたにもかかわらず物権的返還請求権が認め

られない物権がある。

- (3) 物権的請求権が生じるためには、物権内容が客観的に侵害されている事実が存在すれば足り、侵害惹起者や現在の占有者の故意・過失がなくてもよい。
- (4) 物権的請求権に基づいて物の返還を求めることができる場合には、物の返還に加えて、現在の占有者に故意・過失がなくても、使用利益相当の損害賠償請求もできる。
- (5) 物権的請求権は、特定の人に対する請求権の形式を採るので、その譲渡には債権譲渡の規定が類推適用される。
- (6) 判例は、対抗要件（民法605条の賃借権の登記や借地借家法10条・31条）を備えた不動産賃借権に限って、不法占拠者に対する直接の妨害排除請求権を認めているが、賃借権も対抗要件を具備すれば、賃貸人＝賃貸目的物の所有者が交代しても、新所有者に対抗できる物権的効力を付与され（「売買は賃貸借を破らない」）、物権化したと考えるからである。
- (7) 物権的請求権は、物の直接的・排他的・絶対的支配を根拠にしているが、学説は、人格権にも同様の保護を与えるべきだと主張しており、最高裁判例にも、人格的権利に基づいて妨害行為の排除や差止めを認めたものがある。

**Q7-06** Xは、自己の所有する甲土地の登記名義が勝手にA名義に書き換えられており、甲地上にY<sub>1</sub>名義の乙建物が建てられている（乙建物内に居住者はいない）ことを発見した。そこで、XはAに対してXからAへの移転登記の抹消登記への協力を求めると共に、Y<sub>1</sub>を相手に建物収去・土地明渡しの請求をした。AはXの請求を争わないが、Y<sub>1</sub>は、自分は乙建物の所有者ではないので、建物収去義務を負わないとして争っている。次の場合、XはY<sub>1</sub>を相手に建物収去・土地明渡しの訴えを起こして勝訴できるか。

- (1) Y<sub>1</sub>は、Aから甲を借りて地上に乙を建てた後、Y<sub>2</sub>に乙を借地権付で譲渡したが、所有権移転登記をまだ行っていなかった場合
- (2) Y<sub>2</sub>がAから甲を借りて地上に乙を建てたが、種々の理由があってY<sub>1</sub>の同意を得てY<sub>1</sub>名義で乙の所有権保存登記を行った場合

**Q7-07** Xは、Aに営業目的で甲建物を賃貸した。Aは、営業に使用する工作機械乙をYから借りて、甲内に設置した。その後、資金繰りが苦しくなってAは夜逃げした。乙の撤去とYのところへの運搬には相当の費用がかかる。そこで、XはYに対して、Yの費用で乙の撤去を求めることができるか。逆に、YはXに対して、Xの費用で乙の返還を求めることができるか。もし双方が認められるとすると、両者の関係はどうなるか。

### 3 物権的請求権と占有訴権の交錯

**Q7-08** Yは所有している自転車甲を盗まれたが、半年後、駅の駐輪場で甲を見つけ、鍵がかかっていないのを幸いだと思って自宅に持ち帰った。ところが、甲をそこに駐輪していたXは、屈強そうなYが甲を持ち去るのをその場で止める勇気がなかったため、Yを追跡して甲の置かれているYの自宅を確認した。この場合について、次の問に答えなさい。

- (1) XがYの自転車を盗んだ者だったとすると、Xは、Yに対して占有回収の訴えを起こして勝訴できないとする学説が有力だが、それはなぜか。
- (2) Yが甲を盗まれたのが1年半前であったとする。この場合には、(1)と異なり、Xの占有回収の訴えが認められそうであるが、その場合に、Yは、自分が所有者であるということを主張・立証することを、Xの請求に対する抗弁とすることができるか。
- (3) Yが所有権に基づく返還請求の反訴を提起することはできるか。できるとすると請求の趣旨はどういうものになるか。

#### 4 占有者・所有者関係

**Q7-09** Xは、代金を36回の分割で毎月払うという約定で、Aにノート・パソコン甲を販売して引き渡した。その契約では、Aが代金を完済するまでは甲の所有権はXにあり、Aが甲を転売したり借金の担保に使うことは禁じられていた。ところが、3回ほど割賦代金を支払った後、Aは甲を転売して行方不明になった。その数か月後、Xの修理センターにY<sub>1</sub>が甲の修理を依頼したことから、Xは現在甲を使っているのがY<sub>1</sub>であることを知った。XがY<sub>1</sub>に事情を尋ねたところ、甲はY<sub>1</sub>の父Y<sub>2</sub>がその知人Aから買ったものであり、それを使ってY<sub>2</sub>の仕事を手伝う代わりにそれ以外の時間にはY<sub>1</sub>が自由に使用してよいとしてY<sub>2</sub>から貸与されているという。

Xは、Y<sub>1</sub>にAの不法処分の実情を説明し、後日、甲の返還を求めるともかもしれない旨告げて、修理代金3万円の支払いと引き換えに修理済の甲をY<sub>1</sub>にいったん返還した。

この状況の下で、次の各問いに答えなさい。

- (1) Xが甲の返還を求める相手方とするべきなのはだれか。
- (2) Aが甲を違法に処分したことをY<sub>2</sub>が薄々気づいていた一方、Y<sub>1</sub>がそれを知らず、また、知らなかったことにつき過失もない場合、XはY<sub>1</sub>から((1)の答えによって影響を受けないようにあえて曖昧に表現している。以下同じ)甲の返還を請求することができるか。
- (3) XがY<sub>1</sub>らに所有権に基づく返還請求を行うには、自己の所有権と、Y<sub>1</sub>らの占有のほか、Y<sub>1</sub>らの占有に権原がないことを主張・立証しなければならないか。
- (4) XはY<sub>1</sub>らに対して、使用開始から返還までにY<sub>1</sub>らが受けた使用利益相当額の返還を求めることができるか。Y<sub>1</sub>らがそもそも甲は自分たちの所有物で返す必要がないから、もとより使用利益も返還を要しない、と主張しているとすればどうか。
- (5) XのY<sub>1</sub>らに対する甲の返還請求が認められる場合に、修理が必要となった甲の故障について、Y<sub>1</sub>らに故意も過失もないとすると、Y<sub>1</sub>らは修理代金が償還されるまで、甲を返還しないとXに主張することができるか。
- (6) Y<sub>1</sub>がY<sub>2</sub>の承諾を得て甲に当時3万円の専用メモリーボード(現在は2万5000円に値下がりしている)を増設していた場合、Y<sub>1</sub>らはメモリーボードの代金3万円が償還されるまで、甲を返還しないとXに主張することができるか。